

## 宮崎県サービス管理責任者研修事業実施要綱

平成18年10月1日  
福祉保健部障がい福祉課

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日付け障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下、「部長通知」という。）のほか、この要綱の定めるところにより宮崎県サービス管理責任者研修事業を実施し、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

### (事業実施主体)

第2条 事業の実施主体は、宮崎県（以下「県」という。）とする。ただし、事業を適当と認められる研修機関等に委託して、実施することができるものとする。

### (実施内容)

第3条 研修内容は次のとおりとする。

(1) 研修カリキュラムは別に定める。

(2) 研修の講師

研修における指導者等は、国が実施するサービス管理責任者研修（指導者研修）を修了した者又はこれに準ずる者が務めることとする。

(3) 受講対象者

県内に住民票所在地又は勤務地を有する者のうち、部長通知に定められた要件を満たす者。

(4) 修了証書の交付

研修修了者に対して、必要事項を記載した修了証書を交付することとし、修了者名簿を作成、管理する。

### (秘密保持)

第4条 事業実施上知り得た登録者に係る秘密の保持については、厳格に行うものとする。

### (修了者名簿の管理)

第5条 研修修了者については、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を定めた名簿を作成するとともに、個人情報として十分な注意を払ったうえで、管理するものとする。

### (その他)

第6条 研修の実施に際しての留意点は、次のとおりとする。

(1) 人権の尊重

受講者に対し、人権の尊重について理解させるよう努めることとする。

(2) 障がいのある受講者への配慮

障がいのある受講者に対しては、研修会場の配慮を行うよう努めることとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。